

専決報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年8月28日提出

泉州南消防組合管理者 千代松 大耕

専決第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 25 年泉州南消防組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	現行
（勤続期間の計算） 第 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が管理者が定める事由により、引き続いて 職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合にお	（勤続期間の計算） 第 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて 職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合にお

いて、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用して計算するほか、管理者が定める。

6～9 (略)

附 則
(特例)

12 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年により退職する日」とあるのは「60歳に達した日以後における最初の3月31日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

いて、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用して計算するほか、管理者が定める。

6～9 (略)

附 則
(特例)

12 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。